

諮問日：平成27年11月24日（平成27年度（最情）諮問第8号）

答申日：平成28年2月18日（平成27年度（最情）答申第4号）

件名：最高裁判所が特定日以降報道機関に対して提供した特定の文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所が平成27年1月1日以降、報道機関に対して提供したプレスリリースペーパーのうち、人事の報道発表及び死亡の報道発表」（以下「本件開示申出文書1」という。）及び「最高裁判所が平成27年1月1日以降、報道機関に対して提供した最高裁判所の判決文の写し、判決要旨・骨子（判決文につき、最高裁判所ホームページに掲載されているものを除く。）」（以下、「本件開示申出文書2」といい、本件開示申出文書1と併せて「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、これらの文書についていずれも廃棄済みであり保有していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年10月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

すなわち、本件各開示申出文書は、その内容について報道機関からの問い合わせが予想されるものであるから、報道機関に配布した後、直ちに廃棄されているとは考えられない。仮にこれらが直ちに廃棄されていたとしても、電子デ

一タが残っているはずである。

また、本件開示申出の日から原判断の日までの期間に作成された本件各開示申出文書に該当する文書については、開示の申出の対象となっている以上、廃棄されていること自体が不当であって、少なくとも上記期間中に作成された本件各開示申出文書が存在しないという最高裁判所の判断は、不当である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件各開示申出文書はいずれも廃棄済みであるとして不開示としたが、当該判断は妥当である。

2 理由

(1) 最高裁判所においては、司法行政文書のうち、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、その保存期間を1年以上とする必要のないものについては、通達上、司法行政文書の整理を行う必要がなく、当該文書については、短期保有文書として、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされている。

(2) 本件開示申出文書1については、報道発表及び最高裁判所内周知のために作成するもので、報道発表分については、報道機関に配布することでその目的を果たすことから、報道機関に配布するための部数しか作成しておらず、仮に余部が生じた場合であっても、これは事務処理上使用することが予定されておらず、保有する必要がないため、短期保有文書として随時廃棄しており、最高裁判所内周知分については、回覧等により周知が終了することでその目的を果たしており、その後は事務処理上保有する必要がなくなるため、短期保有文書として最高裁判所内周知後に随時廃棄している。

本件開示申出文書2については、本件開示申出文書1の報道発表分と同様のものであり、余部が生じた場合であっても、短期保有文書として随時廃棄

している。

(3) したがって、本件各開示申出文書は、いずれも本件開示申出の時点において関係通達に従って廃棄済みであり、最高裁判所には、本件各開示申出文書は存在しない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成27年11月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月3日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同月7日 審議
- ⑤ 平成28年2月5日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 司法行政文書については、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の1の定めにより、職員は、司法行政文書の整理を行わなければならないが、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、その保存期間を1年以上とする必要のないもの（以下「短期保有文書」という。）については、この限りでないとされている。また、同日付け最高裁秘書第003546号秘書課長依命通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第12の1の(5)は、短期保有文書については、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとしている。
- 2 最高裁判所事務総長は、本件各開示申出文書は、短期保有文書として随時廃棄しており、本件開示申出の時点において存在しないと説明している。そこで検討すると、本件各開示申出文書は、いずれも、報道機関に提供した文書であり、その用途は、報道機関への情報提供で、情報提供が終了すればその必要性がなくなるものであり、また、本件開示申出文書1は、最高裁判所内に周知するためにも用いられるとのことであるが、その用途においても周知が終了すれ

ばその必要性がなくなるものであるというのであるから、その内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であるといえることができる。そうすると、これらについて、保存期間を1年以上にする必要がない短期保有文書として扱っていることは、前記1の各通達に沿った取扱いであり、相当である。そうすると、本件開示申出の時点において、本件各開示申出文書が、いずれも廃棄済みであって存在しないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的であり、これを覆すに足りる事情はない。

この点につき、苦情申出人は、報道機関からの問い合わせが予想されるから、本件各開示申出文書が廃棄されているとは考えられないと主張するが、本件各開示申出文書が報道機関への提供後も問い合わせ対応のために使用されることを想定して報道機関への提供後も保有を継続していることを推認させるような事情は見当たらない。

- 3 また、苦情申出人は、本件開示申出の日から原判断の日までの期間に作成された本件各開示申出文書に該当する文書については、存在するはずである旨の主張をするが、仮にそのような文書が存在するとしても、当該文書は開示申出時点で存在していたものではないのであるから、本件開示申出の対象文書に該当する文書とは認められない。
- 4 以上のとおりであるから、本件各開示申出文書がいずれも存在しないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれらをいずれも保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人